

◇大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 浪速東住宅及び浪速東－１駐車場を設置することにしました。
- 2 加島第２住宅及び加島第２－１駐車場を設置することにしました。
- 3 日之出住宅の一部及び日之出－第４駐車場等を廃止することにしました。
- 4 日之出第３住宅を廃止することにしました。
- 5 鶴町第２－１駐車場を廃止することにしました。
- 6 この規則は、令和７年１月２２日から施行することにしました。ただし、一部の規定は同月２７日又は同月２８日から施行することにしました。

(都市整備局住宅部管理課)